

中学生の部

【評】
バスルに見立てたハートの一つ一つのピースの大切さを考えさせられました。



【最優秀賞】
下京中学校 3年 田島 里映さん



七条中学校 1年 岩崎 奈波さん



下京中学校 3年 吉永 奈央さん

小・中学生 人権啓発ポスター展 優秀作品紹介

12月1日から9日にかけて京都駅前地下街ポルタで開催された、小・中学生人権啓発ポスター展に、小学生から51作品、中学生から19作品の応募がありました。厳正な審査の結果選ばれた優秀作品をご紹介します。



表彰式に参加された入賞者の皆さん
(左から、岩崎奈波さん、田島里映さん、坪倉美紗さん、宇谷佳乃さん)

小学生の部

【最優秀賞】



崇仁小学校 2年 下田 玲奈さん

【優秀賞】



植柳小学校 1年 宇谷 佳乃さん



七条第三小学校 6年 坪倉 美紗さん

市・府民税と所得税の申告はお早めに

申告期間は2月16日(火)～3月15日(月)です

※土・日を除く

市・府民税の申告は区役所へ

が原則不要になりました

平成22年1月1日現在、区内在住で、平成21年の所得金額が市・府民税の基礎控除額(33万円)、配偶者控除額(33万円)、扶養控除額1人につき33万円、68万円の合計額を超える方は、区役所市税課へ、市・府民税の申告をしてください。なお、前年に申告された方へは、1月中旬に申告書の用紙を送付します。

ただし、次のような方は、通常、申告は不要です。
①平成21年分の所得税の確定申告をした方
②平成21年分の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
③給与所得以外の所得金額が20万円を超える方や給与収入が20万円を超える方など

所得税の確定申告は税務署へ
次のいずれかに該当する方は、税務署へ所得税の確定申告してください。
①事業所得や不動産所得などから算出される所得税額がある方
②給与所得以外の所得金額が20万円を超える方や給与収入が20万円を超える方など

所得税の確定申告説明会のご案内

確定申告の説明会や申告相談会場を設けます。ぜひご利用ください。

◎ 市税課市民税担当 ☎371-7172、下京税務署 ☎351-9161
確定申告説明会
申告書の受付は行いませんので、ご注意ください。
日時 1月27日(水) 午後1時30分～4時30分
場所 京都府民総合交流プラザ 京都テルサホール(南区新町通丹波下)

◎ 区役所でも受け付けます
給与所得者の還付申告や公的年金収入だけの簡易な確定申告書は、申告期間中、区役所市税課でも受け付けます。
◎ 市民税課市民税担当 ☎371-7172、下京税務署 ☎351-9161

区役所で無料税務相談を実施

税理士がお答えします
日時 2月9日(火) 午後3時30分～4時
受付時間 午後1時～3時30分
◎ 市民総合相談課 ☎256-11110

確定申告をする前に「子ども医療費」の領収書をもう一度チェック!

子ども医療では、3歳から小学校就学前の方の外来の医療費で、自己負担額が1か月で3,000円(複数の医療機関・薬局は合算)を超えた場合、その超えた額を払い戻します(平成19年8月分までは、自己負担額が1か月で8,000円を超えた場合)。

また、0歳から小学6年生までの方の入院と3歳未満の方の外来については、「子ども医療費受給者証」を健康保険証と一緒に医療機関などの窓口提示していただくと、1か月1医療機関につき200円の一部負担金で医療を受けることができます。

払戻しの手続きには必ず領収書の原本が必要ですので、確定申告の医療費控除手続きで領収書を添付する前に、医療費の払戻し手続きをしてください。

払戻しの手続きに必要なもの

- ▶ 領収書の原本(患者名、保険診療点数、受診日、医療機関名が明記されたもの)
- ▶ お子さんの名前の記載された健康保険証(原本)
- ▶ 子ども医療費受給者証
- ▶ 預金通帳など振込口座番号のわかるもの

※その他、印鑑や保険者からの医療費支給証明書が必要な場合があります。

「子ども医療費受給者証」の交付申請に必要なもの

- ▶ お子さんの名前が記載された健康保険証(原本)
- ◎ 福祉介護課福祉医療担当 ☎371-7216

所得税が戻る場合があります

給与所得者や公的年金などの受給者で、次のいずれかに該当する方は、税務署へ所得税の確定申告書を提出すること、源泉徴収された税金が還付される場合があります。

- ①給与支払者や公的年金などの支払者へ届け出ている所得控除以外に、社会保険料や生命保険料などの所得控除がある方
- ②多額の医療費を支払った方
- ③住宅ローンの融資を受けて住宅を取得した方など

簡易な確定申告は

区役所でも受け付けます

給与所得者の還付申告や公的年金収入だけの簡易な確定申告書は、申告期間中、区役所市税課でも受け付けます。

◎ 市民税課市民税担当 ☎371-7172、下京税務署 ☎351-9161

場所以による申告相談会場

相談と同時に申告書の受付も行います。

日時 2月16日(火)～18日(木) 午前10時～正午、午後1時～3時
場所 下京区役所4階会議室

場所以による申告相談会場

相談と同時に申告書の受付も行います。
日時 2月16日(火)～18日(木) 午前10時～正午、午後1時～3時
場所 下京区役所4階会議室